

広報たかなべ

2016. 3. 18 NO. 399



・特集 共に尊重し 共に生きる社会をつくるために

～障害者差別解消法施行に向けて～

・「税」は納期限内に納めましょう

・2016春季キャンプ in 高鍋

・第1回「なわのおび賞」小中学生5人が受賞

・百済王伝説で連携強化

・地方創生に向けて連携強化

・まちの話題

・わが町の宝物

2月11日 中村監督から指導を受ける子どもたち

熱血指導に感謝

春季キャンプで本町を訪れていた名古屋商科大学硬式野球部の皆さんが、小中学生を対象に高鍋町営野球場で野球教室を開催しました。監督を務める中村順司さんは、数々のプロ野球選手を育てた経験を生かし、守備や打撃など、同大学生を交えながら子どもたちに熱心な指導を行いました。

共に尊重し 共に生きる社会をつくるために

～障害者差別解消法施行に向けて～



今年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。障がいを理由とする差別をなくし、みんなで支え合いながら、誰もが暮らしやすいまちをつくるためには、それぞれの立場で考え、行動していくことが大切です。

みんなが安心して暮らせる
まちをつくるために

わたしたちの暮らすまちは、子どもから高齢者、外国の方や障がいのある方などさまざまな人たちが共に生活をしています。それぞれに違いはありますが、誰もが同じように暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある方が社会参加するには、今なお、さまざまな障壁（差別）があります。誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが欠かせません。このような背景のもと、今回「障害者差別解消法」が定められました。

障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、不当にサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があつた場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で、合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

本法のポイント

障がいのある方への「不当な差別的取り扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」の義務づけ

	不当な差別的取り扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※合理的配慮とは…障がいのある方が、他の人と同様に社会生活を送れるよう、必要な変更や調整を行うこと。

職員研修を行いました

町では、4月から同法が施行されることに伴い、町職員が法律の理解を深め、今後、適切に対応できるよう職員研修を行いました。

研修の講師を務めた大阪府立大学の三田優子准教授は、「発達障がいや難病を入れると日本人の10人に1人は障がいがあるという現状の中で、障がいは非常に身近なものであり特別なものではない。行政サービスを行う中で、障がい者とコミュニケーションの場を確保し、説明や協議を重ね、できることを見いだしていくことが大切であり、個人のニーズに合わせた対応を行わなければならない」と、これから取り組むべき課題などを説明しました。



三田准教授の熱心な講義にメモを取りながら耳を傾ける町職員

図書館に点字コーナーができました

町立高鍋図書館の一般閲覧室の書架に「点字コーナー」が設けられました。

ここには、町の広報紙などの点訳をボランティアで手掛けている高鍋点訳サークル「おすず」が点訳した広報紙など過去1年分と点字関連本が収められています。また、その横には、視覚障がい者と同行者用の優先席4席が設置されています。

この日、取材に応じてくれた「おすず」のメンバーは「視覚障がいの方が図書館に足を運ぶ機会につながるとうれいですね。また、点字に触れる機会のない方が、興味を持っていただければうれしいです」と話してくれました。



(前列左から)國吉三保子さん、井戸川恵子さん、(後列左から)大西覚さん、富田幸子さん

◆お問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 Tel: 26-2009

互いを理解し合い 自分らしく生きるためには

互いに理解し合うためには何が必要か、障がいのある方や障がいのある方のご家族、それをサポートする方々から話を聞きました。



障がいのある方が地域で自分らしい生活を送るための支援を行う
高鍋町障がい者（児）等基幹相談支援センター
竹原 祐二 主任

子ども2人に広汎性発達障がいがあり、保護者の相談に乗るペアレントメンターとしての活動も行う
障がい者・児 地域コミュニティ あかとんぼ
菱毛 美奈子 代表

全盲であり、町内の視覚障がい者の自立のための活動を行う
高鍋町視覚障害者福祉会
淵之上 律子 会長

町の広報紙などの点訳をボランティアで手掛けている
高鍋町点訳サークルおすず
大西 覚 会長

困っていることや不安に思うことは？

淵之上：以前、知り合いから白杖を持って横断歩道を渡ろうとする私を眺めていた人がいたという話を聞きました。「一緒に渡りましょうか」って声掛けがあると助かるのになと思ったことがあります。

大西：今、点訳を届けている方以外にも、欲しいと思っ
ている方がいるのではない
か、点字の情報が行き届い
てないのではないかと不安
になります。

菱毛：知的障がいや発達障がいのある方たちは、伝えたいことを言葉で上手に表現することが苦手な方が多く、相手に分かってもらえなかったり、不快な気持ちにさせるような失敗をしてしまうことがあります。そんな失敗が原因で、経験することを嫌がるようになってしまします。

竹原：障がいの種類にもよりますが、これまで、障がいのある方が一人で社会に出て、自分で何かをするというのは、なかなか難しかったと思います。経験を重ねられるのに、支援する方が「この人にはできない」と一方的に思い込んで、教えることをせず、経験する機会を奪うことは、差別ではないかと感じることがあります。



お互いに理解するには、何が必要だと思いますか？

淵之上：私には、相手の方がどこを見ているのか分からないので、「こんにちは」の一声でもかけていただけるとうれいすね。

大西：小さなことでも分からないことや要望があれば、積極的に伝えて欲しいですね。

菱毛：私の子どもがまだ小さいころ、遊びに連れて行くときに「この子は障がいをかかえています」というワッペンを帽子につけるようにしたんです。すると「この子は、何か障がいがあるんだ」と周りの人たちが理解してくれて、知らない方でも、親切にしてくださいました。温かい目で見られるようになり、伝えることの大切さを実感しました。

竹原：コミュニケーションの方法として「聴く」ということはとても重要。その聴く方法が言葉なのか、文字（点字）なのか、絵や画像なのか、どの方法が良いのかを知ることがとても大切です。

淵之上：私たちも、もっと積極的に地域に出れば、地域の人たちと親しくなって、障がいに対する理解も得やすくなるのかなと思います。

視覚障がい者へ情報を提供する
**音声コード読み取り
携帯電話**
を無料で貸し出しています！



福祉課で貸し出している読み取り携帯電話

町では、音声コードを読み取ることで、文字を音声に変換してくれる携帯電話を10台無料で貸し出しています。
※詳しくは、福祉課障がい福祉係まで。

菱毛：困っていると伝えることで、周りは困っていることを理解し、また、どんな支援がより喜んでもらえるか考える。結果、支援の範囲も広がる。そんな関係を築けるのは互いの理解が深まるのではないのでしょうか。

竹原：話し合うことによって誤解や分からなかったことを共有し合える。そのことで、偏見や差別がなくなっていくのだと思います。4月からこの法律が施行されることによって、「障がい者」「健常者」という言葉もなくなるような社会をつくっていききたいですね。

「税」は納期限内に納めましょう

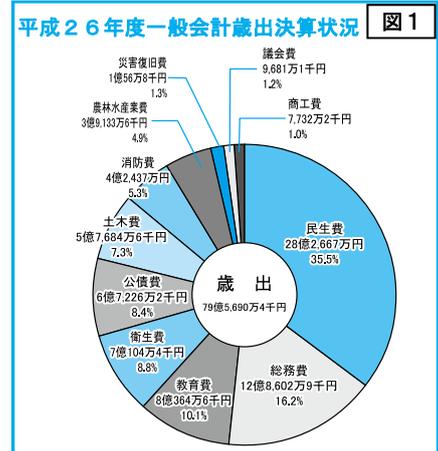
税金は、さまざまな公共サービスを行う費用をまかなう目的で、町民の皆さん一人一人の所得や資産に応じて負担をお願いしています。
税金を納めないと、町の行政活動経費が減り、私たちの日常生活に大きな影響を与えます。

町税の使い道

私たちが納める主な税には、町民税（住民税）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税があります。町の一般会計の歳入の中で町税は全体の約4分の1を占め、町の財政を大きく支えています。

一般会計の歳出を見てみると、高齢者や障がい者、児童福祉など、福祉に関する民生費が最も多いことがわかります。また小・中学校の運営費などに関する教育費、衛生環境の整備や健康増進事業などに関する衛生費、道路整備などに関する土木費、防災に関する消防費など町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの費用として使われています。（図1）

国民健康保険税については、私たちが病気やけがをしたときに、経済的負担を軽くして、安心して医療を受けるために使われています。

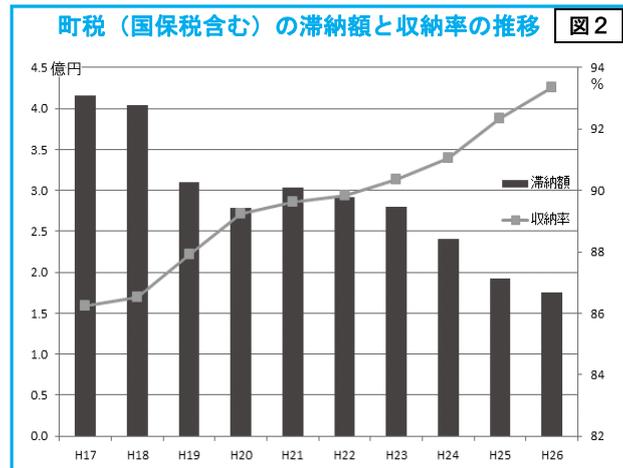


滞納することによる影響

税を滞納すると、町の財政を圧迫し、公共サービスの提供に支障をきたします。また、納期限内に納付している多くの方との公平性を欠いてしまいます。

財源確保と納税者の公平性の確保のため、滞納対策を積極的に行い、町税滞納額（国民健康保険税を含む）は平成17年度の約4億1,600万円から平成26年度には、約1億7,500万円となり10年間で約2億4,100万円を解消しました。

しかしながら、1億7,500万円の滞納があるということは、本来行われるべき公共サービスが、その分提供できないということになります。



公平性を保つために

町では、督促状や催告書などにより納税を促したのに、特別な事情がないにも関わらず納付がされない場合には、財産調査や家宅捜索を行い、給与や預貯金などの債権、貴金属や家電品などの動産、土地や自動車などの不動産の差し押さえを行っています。

平成27年度（平成28年2月末現在）は、約330件の差し押さえを行い、「ヤフオク！」の官公庁オークションや近隣自治体等との合同公売会で売却し、売却代金を滞納税に充当しています。



2月12日に町役場で行われた公売会の様子

どうしても納付が難しいときは、相談を！

本来税は、納期限までに自主的に納めていただくものですが、災害や失業、病気など納付が困難なやむを得ない事情があるときは、お早めに相談してください。例えば、会社の都合による解雇で離職された方は、国民健康保険税が減免されるなど、減免や猶予制度に基づく分割納付を行うことができます。

納税は国民の義務であり、法律に基づき平等に課税されています。納期限内に必ず納付し、豊かで安心して暮らせる、よりよいまちを創っていきましょう。

◆お問い合わせ 税務課 収納係 TEL：26-2012